

労災保険と健康保険の保険給付等について

労 災 保 険

医
療
機
関

業務上外の判断(行政処分)

・療養(補償)給付
(診察、薬剤、治療、看護、入院、移送等)

・休業(補償)給付
(療養のために労働できず賃金が支給されないときに支給)

療養の経過、障害の程度等の判断(行政処分)

・傷病(補償)年金
(療養開始1年6月経過後、一定以上の障害の程度の場合に休業(補償)給付の代わりに支給)

・遺族(補償)給付
(被災労働者が死亡したときに有資格の遺族に対して給付)

・葬祭料(葬祭を行う者に支給)

・介護(補償)給付(傷病(補償)年金等の受給権者が介護を受けているときに支給)

・義肢等補装具の支給
(四肢亡失や機能障害等が残った場合、社会復帰のために義肢等の補装具購入費を支給)

症状固定の判断(行政処分)

・障害(補償)給付
(治ゆ後、一定以上の障害等級に該当する場合、障害等級に応じて、年金又は一時金として支給)

・アフターケア
(せき損、一酸化炭素中毒等により患った場合には、症状固定後も後遺症状に動揺を来すことがあるため、診察、保健指導、検査等を実施)

・外科後処置
(治ゆ後、義肢装着のために断端部の再手術や醜状軽減のための再手術等を実施)

・保険料は全額事業主負担(損害賠償責任を担保するもの。)
・被災者に**保険給付を行うか否かは原則として、請求に対する行政処分**で決まる。
・被災労働者は原則として自己負担なしで保険給付を受けられる。

等

・病気又はけがに関する保険給付
(療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、傷病手当金等)

・死亡に関する保険給付(埋葬料、埋葬費等)

・出産に関する保険給付(出産育児一時金、出産手当等)

・保険料は原則として被保険者(労働者等)及び事業主とで負担(1/2ずつ)
・身体に**違和感**があって、**診察を受け、その結果疾病でなくても、診察については保険給付の対象となる。**
・療養の給付を受ける際には、医療機関等の窓口で原則3割負担。

健 康 保 険

